

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

準備書面(第6)

2006(平成18)年8月4日

千葉地方裁判所民事第3部合議A4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 菅野 泰

同 廣瀬 理夫

同 中丸 素明

同 有坂 修一

同 井出 達希

同 植竹 和弘

同 拝師 徳彦

同 及川 智志

同 島田 亮

同 山口 仁

2006（平成18）年5月26日付準備書面（第5）を以下のごとく訂正する。

第1 同書面第4章第3の5の3行目以下（p57）

1、（訂正前）

県人口 6,095,000人

水道普及率 96.7%

、より給水人口5,910,900人

1人1日有収水量 300?/日

に給水人口を乗じると、有収水量は、1,773,270?/日となる。

2、（訂正後 訂正部分は傍点で示した）

県人口 6,095,000人

水道普及率 96.9%

、より給水人口5,906,055人

1人1日有収水量 300?/日

に給水人口を乗じると、有収水量は、1,771,816.5?/日となる。

3、（訂正内容の説明）

水道普及率については単純な誤記。

給水人口、有収水量については、国立社会保障・人口問題研究所の推計値について、当初、610万人と10万の位より下を四捨五入した数値で計算していた痕跡が計算経過部分において残ってしまったものである。

なお、最終的に算出される1日最大給水量2,194,200?/日については訂正はない。

第2 同書面第4章第4の1の5行目以下 (p 6 4)

1、(訂正前)

水道用水についても、第3項でみたとおり、千葉県の水道の保有水源の給水量ベースは計252万? /日であり、需要がピークに達する2015年の1日最大給水量は、原告が県等の発表したデータをもとにできるだけ合理的に算定したところ、21,942,000? /日であった。12・9%の余裕があることになる。

2、(訂正後 訂正部分は傍点で示した)

水道用水についても、第3項でみたとおり、千葉県の水道の保有水源の給水量ベースは計252万? /日であり、需要がピークに達する2015年の1日最大給水量は、原告が県等の発表したデータをもとにできるだけ合理的に算定したところ、2̇1̇9̇万̇4̇2̇0̇0̇? /日であった。12・9%の余裕があることになる。

3、(訂正内容の説明)

第1の3なお書きの1日最大給水量の算出値を転記する際、0を一桁余分につけてしまったもので単純誤記である。